

『車両系建設機械災害』を防止しましょう!!

静岡労働局

静岡労働局管内の建設現場で車両系建設機械による死亡災害が多発 !!



平成26年 車両系建設機械による死亡災害事例

NO.	業種	事故の型 起因物	発 生 状 況
1	土木工事業	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	路盤生成作業中、ドラグ・ショベルで路面を削ったり盛土するため、前進と後進を繰り返していたところ、後方でしゃがんでいた労働者が後進してきたドラグ・ショベルに轢かれた。
2	建築工事業	飛来・落下 掘削用機械	アースオーガーからロットを取り外して地面に降ろすため、ドラグ・ショベルのバケットのフック（外れ止め有）にワイヤーロープを掛け1本吊りで、ロットの片方を地面に付けて、反対側を下げ始めて45度ぐらいの角度のとき、フックからワイヤーが外れてロットが落下し、その場にいた労働者が下敷になった。ドラグ・ショベルは移動式クレーン仕様であったがクレーンモードに切替えていなかった。
3	その他の 建設業	墜落・転落 掘削用機械	資材置場のドラグ・ショベル（機体総重量2,930kg、バケット容量0.08立方メートル）を、他の資材置場に移動させるために、トラック（積載荷重4トン）に載せようとしたところ、トラックに掛けた道板がずれたか、ドラグ・ショベルが道板から外れたために、ドラグ・ショベルがアスファルト路面上に転落し、運転者がドラグ・ショベルの下敷きとなった。
4	土木工事業	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	コンクリートブロックを川沿いに敷き並べる作業のためドラグ・ショベルのエンジンをかけたところ、ドラグ・ショベルが左旋回し、コンクリートブロックの近くにいた労働者がドラグ・ショベルのバケット部とコンクリートブロックの間にはさまれた。
5	土木工事業	激突され 掘削用機械	法面造成工事において、ドラグ・ショベルに専用のつり具を用い、37kgのブロック28個を高さ約4.5m位置から下ろす作業を行っていたところ、バランスを崩し転落し、下方にいた労働者にドラグ・ショベルのバケットが激突した。移動式クレーン仕様であったが、クレーンモードにしておらず、定格荷重0.9t（作業半径7.3m）に対して約1.3tの荷（つり具を含む）を吊っていた。

災害事例からみた災害防止を徹底するための基本事項

○ 車両系建設機械を使用する作業について以下の作業計画を作成し、ホワイトボードで明示するなどにより関係労働者に周知しましょう

- ・使用する機械の種類及び能力
- ・運行経路(運行経路の安全の確保を含む)
- ・作業方法(クレーンモードで作業する場合にはつり荷の重量・作業半径の確認等)
- ・誘導員の配置及び合図 等

☆ 接触による危険防止対策

- ・旋回範囲を明確にするため、バリケードの設置等の措置を講じ、関係労働者に周知し、旋回範囲内への立入禁止を徹底しましょう
- ・誘導者を配置する場合には、担当者を明確にし、合図による作業を徹底しましょう

☆ 転落防止対策

- ・事前に作業場所の地形・地質等を十分調査しましょう
- ・路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、必要な幅員の保持を徹底しましょう
- ・路肩等での作業の際には、誘導者を配置し、合図による作業を徹底しましょう
- ・移送のためトラックに積卸しする場合には、平たんで堅固な場所で行うとともに、道板を使用するときは十分な長さ、幅及び強度を有する道板を使用する等安全を確保しましょう
- ・シートベルトを必ず装着しましょう

☆ 用途外使用禁止の徹底

- ・車両系建設機械による荷のつり上げ等用途外使用の禁止を徹底しましょう
- ・クレーン機能付きドラグ・ショベルで荷のつり上げ作業を行う場合には、必ずクレーンモードに切り替えるとともに、必ず安全装置を有効な状態にして使用しましょう
- ・クレーンモードで使用する場合には、つり上げ荷重に対応した有資格者等による運転操作、玉掛けを実施するとともに、つり荷の重量に基づき定格荷重の範囲内で作業半径に対応した能力を有する機械を使用しましょう

